第125回 八王子市情報公開·個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	平成 31 年(2019 年)2 月 7 日(金)午後 3 時 00 分から午後 5 時 45 分
開催場所	八王子市役所 本庁舎 議会棟4階 第3・4委員会室
出席者氏名	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、淺野浩司委員、石井修一委員、加藤
(審議会)	隆之委員、上條弘次委員、近藤わかな委員、永山德雄委員、三浦誠委
	員、宮内宏委員、村上康二郎委員
出席者氏名	大津仁利総務課課長、高山公男同課主査、長澤宏行同課主任、小山真
(事務局)	里奈同課主事、安川雄大同課主事
出席者氏名	立川寛之高齢者いきいき課課長、横溝秀明介護保険課課長、大山崇成
(説明者)	人健診課課長、同課山崎恵美主査、菅野匡彦保険年金課課長、辻井睦
	子ども家庭支援センター館長、同センター鈴木貴子主査、田中勉道路
	交通部管理課課長、同課土屋明弘主査、水上太一路政課課長、同課上
	條智弘主任
欠席者氏名	鬼島秀敏委員、福島良樹委員、山本法史委員
議題	(1) 審議事項
	ア 保健事業等の実施における個人情報の取扱いについて(諮問
	第146号)
	イ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査
	に係る個人情報の取扱いについて(諮問第147号)
	ウ 追分いちょう橋エレベーターにおける防犯カメラについて
	(諮問第148号)
	エ マルベリーブリッジにおける防犯カメラについて(諮問第 1
	4 9号)
	(2) 報告事項
	個人情報を取り扱う事務の届出について
	(3) その他
公開・非公開の	 公開。ただし、(1) のウ、エ は非公開。
別	
傍聴者の数	なし

配布資料

- 1 第 125 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第
- 2 審議事項、報告事項の資料

【橋本会長】 それでは、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。 第125回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催したいと思います。

本日は、山本委員と上條委員がまだいらっしゃっておりませんけれども、鬼島委員と福 島委員から欠席なさるという連絡が入っております。

定足数を満たしているということでございますので、この会議は適法に成立しているということで、進めさせていただきたいと思います。

審議会は、原則公開ということになっておりますけど、本日審議事項として取り上げます、ウとエにつきましては、「附属機関及び懇談会等に関する指針」によりまして、非公開事項と定められている行政運営に関する案件でございますので、非公開といたします。

これらの審議を除いて、申請がありましたら傍聴を許可したいと思いますけれども、よるしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をいたします。

会議録署名委員は名簿順としておりますので、本日は石井委員ということになってございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして審議事項に入ってまいりたいと思います。

事務局から何か事前の説明とかございませんか。よろしいですか。

【高山主査】 それでは審議に入る前に配付資料について、確認をさせていただきます。まず、次第「2の議題(1)審議事項アから工まで」、それぞれ資料の赤のインデックス、資料アから工に当たるものでございます。また、同じく「議題(2)報告事項」につきましては、青のインデックス、報告事項とお示ししているものでございます。

なお、参考といたしまして、「八王子市情報公開条例」、「八王子市個人情報保護条例」、「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」又「八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱」を別の冊子で配付しております。

この条例等の冊子につきましては、表紙に委員のお名前を御記入いただきまして、審議 会終了後に回収をさせていただきます。これは次回の審議会まで事務局でお預かりをさせ ていただき、再度、御利用いただく予定です。環境への配慮の観点から、今回の審議会より、このような形をお願いするものでございます。

以上が本日お配りしている資料となりますが、資料の確認はよろしいでしょうか。

また、会議録につきましては、事務局が作成いたします。要点筆記によるものではなく、 発言全てを筆記する会議録を作成しております。審議会における皆様の発言を全て録音い たしまして、録音データをもとに審議会の会議録を作成しておりますので、あらかじめ御 了承ください。

なお、本日の会議室では各委員の前におおむね2人に1ずつマイクを設置しております。 皆様が発言される際、事務局がマイクのスイッチをオンにいたします。今、私が使用して いるマイクのように、緑のランプが点灯していることを確認し、お名前を述べていただい てから、御発言をお願いいたします。

最後に、先ほど会長から御説明がありましたとおり、本日の審議事項につきましては、 一部非公開の案件がございます。このためお配りさせていただきました資料は、審議会終 了後、回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、審議事項に入ってまいりたいと思います。

諮問第146号について、お諮りいたしますが、実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第146号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、審議に先立ちまして、諮問の要旨について、説明を事務局からお願いいたします。

【高山主査】 それでは審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項「ア 保健事業等の実施における個人情報の取扱いについて」です。

本諮問につきましては、前回の審議会において、諮問をいたしましたが、個人情報をどのように目的外の利用をするのか、再度整理をし、説明をするよう御意見をいただきました。このため、継続審議案件としまして、再審議をお願いするものです。

本案件は、個人情報保護条例第12条の規定に基づきまして、審議をお願いするものです。 条例第7条に、個人情報の収集の規定がございますが、個人情報を収集する際には、あらかじめ個人情報を収集する目的を明確することとしておりまして、条例第12条に基づきまして、目的の範囲を超えた個人情報の利用をすることは、原則禁止しております。 しかしながら、行政の業務上、他の業務と連携を図り進めていくものや、個人情報を利用することで市民サービスにつながるものなど、目的外での利用が必要となる 場合がございます。

このため、条例第12条におきましては、本人の同意があるとき又は法令等に定めがあるときなど、目的外での利用が許される例外規定がございます。

また、条例第12条第2項の例外規定である第5号には、「実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要であると認めたとき。」と規定しておりまして、本審議会に意見をお聴きし、答申をもって目的外利用ができるものとしております。

さらに、同条第3項には、「目的外利用等をしたときは、速やかにその旨を本人に通知 しなければならない。」と規定しており、この本人への通知も例外規定といたしまして、 「審議会の意見を聴いて、特に必要がないと認めたときは、この限りでない。」と定めて おります。

以上の条例第12条に規定する「目的外利用及び本人通知の省略」につきまして、御審議をお願いするものでございます。

なお、本案件につきましては、平成29年6月21日開催の審議会におきまして、諮問第137号として、御審議いただき「保健事業における被保険者の健康の保持増進のために必要な事務の円滑な実施を図るものであり、公益上必要であると認める」として御答申をいただいた案件に類似するものでございます。

参考に諮問及び答申書を、資料アの最後に「前回諮問答申」として、お付けしておりますので、参考に御覧ください。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が、福祉部高齢者いきいき課及び介護保険課並びに医療保険部成人健診課及び保険年金課ですので、各課の職員が同席しております。

本案件は、個人情報を目的外として利用する所管課が複数ございますが、個人情報を利用するシステムが同一のものでありますため、一括での諮問をお願いしております。

諮問内容等の詳細につきまして、説明を行う方法として、一括で説明を行うよりも、個人情報を利用する所管課が、それぞれ別に御説明をしたほうが、より分かりやすいと考え、福祉部と医療保険部が、別に御説明いたしますので、あらかじめ御了承願います。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

それでは、順次ということでございますけれども、実施機関の方から御説明をお願いい たします。

【立川課長】 皆様、こんにちは。福祉部高齢者いきいき課の立川でございます。御説明に入る前に、本日の出席者の御紹介をさせていただきたいと思います。

福祉部介護保険課の横溝でございます。

【横溝課長】 横溝です。

【立川課長】 続いて、医療保険部成人健診課の大山でございます。

【大山課長】 成人健診課、大山でございます。よろしくお願いいたします。

【立川課長】 同じく保険年金課の菅野でございます。

【菅野課長】 保険年金課の菅野です。よろしくお願いします。

【立川課長】 最後に成人健診課の山崎でございます。

【山崎主査】 成人健診課山崎です。よろしくお願いいたします。

【立川課長】 それでは、私の方から、まず福祉部所管分について、保健事業等の実施における個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について、諮問文に沿って御説明をさせていただきます。お手元の諮問文を御覧ください。

まず、個人情報を取り扱う事務の主管課は福祉部介護保険課、医療保険部成人健診課、 及び医療保険部保険年金課でございます。

次に、個人情報の提供を受ける課でございますが、福祉部高齢者いきいき課、福祉部介 護保険課、医療保険部成人健診課、及び医療保険部保険年金課でございます。

続いて、対象者でございますが、40歳以上74歳以下の八王子市国民健康保険被保険者及び75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者でございます。

対象となる個人情報は、次のページの表に記載しております。アの健診等情報と、イの 医療情報のそれぞれをお示しした情報としてございます。

次に、個人情報の目的外利用を行う理由について、御説明をさせていただきたいと思います。前回10月に、昨年10月に付議をさせていただいておりますけれども、大分日がたっておりますので、改めて国民健康保険団体連合会、以下国保連と略させてもらいますけれども、それと後期高齢者医療広域連合、これも広域連合と略させていただきます。これらについて御説明をさせていただいた上で、本件において目的外利用を求めているデータの位置付けについて、御説明をさせていただきたいと考えております。

まず、お手元の資料の資料1を御覧ください。

国保連でございますけれども、国民健康保険の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するため、国民健康保険法に基づき各都道府県単位に設立されている公法人で、診療報酬の審査支払、介護保険制度の審査支払及び特定健康診査・特定保健指導に関する事務などを行っております。

次に、広域連合でございますが、区市町村が共同で後期高齢者医療制度を円滑に進める ために各都道府県単位に設立しており、保険者として、後期高齢者医療被保険者証の交付 や各医療機関から請求のあった診療報酬の支払い等を行っております。

具体的な事業の流れについてでございますが、お手元の資料の下段でございます。

事業フローをお示ししてございますけれども、まず、国保でございますが、保険診療ということで、上段中央にあります被保険者、ここにございますけれども、その右側にとあります。保険者であります八王子市に保険税を支払います。続いて、被保険者は、保険医療機関等で診療を受け、その際に一部負担金を支払います。保険医療機関等は、国保連に診療報酬を請求し、国保連は審査済の請求書を保険者へ送付します。保険者は請求金額を国保連にお支払いし、国保連は保険医療機関等に診療報酬をお支払いするという流れになっております。

なお、この下段にあります後期高齢者医療についても、保険者が広域連合にかわり、保 険料の支払いと被保険者証の引き渡しを区市町村が経由する点が異なるだけで、基本的な 流れは同じとなっております。

また、次ページにございますけれども、介護保険についても、国保の保険診療と同様の 枠組みとなっております。

続いて、次の中段にございますけれども、特定健康診査でございますが、この場合は八 王子市医師会傘下の医療機関が健診を実施。受診結果データが八王子市に送られてまいり ます。八王子市は国保連へ特定健康診査受診結果データを送信します。後期高齢者健康診 査についても、同様の枠組みでありまして、八王子市が広域連合へ受診結果報告を行う点 が異なる点でございます。

続いて、資料2を御覧ください。

こちらは国保データベース、いわゆるKDBシステムについてでございます。このシステムは、国保連が「健診・保健指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステムでございます。このKDBシステムを活用することにより、「統計情報」をもとに本市の健康状況を確認するととも

に、他地域との比較により、本市の地域特性の把握や優先すべき健康課題の明確化が可能となります。また、「個人の健康に関するデータ」を利活用することにより、適正受診が望まれる方や優先的に保健指導の対象とすべき方を判断し、個人に対する効果的、効率的な保健事業の実施が可能となるものでございます。 K D B システムの仕組みを相関図としてお示ししてございますけれども、右側にあります国保連は、各種の業務を通じて管理する健診、医療、介護の情報から統計情報を作成いたします。一方、左側に示してございますが、保険者等は保険者ネットワークを介して、このシステムを利用する仕組みになっております。

それでは、大もとの諮問文にお戻りいただきたいと思います。

2の個人情報の目的外利用を行う理由の中で、アとさせていただいております、福祉部所管分について御説明を申し上げます。

全ての団塊世代が後期高齢者となる2025年を見据え、データヘルスや予防等を通じてQOLの向上と医療費・介護費の抑制に国を挙げて取り組んでおり、一昨年閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017では、「健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにする」とされ、現状、個々に収集、管理、分析が行われているレセプト情報・特定健診等情報データベースと介護保険総合データベースで保有する情報について、連結解析を可能とする方向で現在検討が進んでおります。

本市は、保険者として、介護保険制度を運営しておりますけれども、要介護、要支援に認定される主な要因として、脳血管疾病等が上位に挙がっており、認定を受ける前から介護予防の介入を行い、健康状態を維持することが重要となっております。現在、国を挙げて健康寿命の延伸を目指しておりますけれども、平成27年の介護保険法の一部改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートしたことによって、市町村が中心となって、介護予防に取り組むこととなりました。エビデンスに基づき、より効果的な介護予防事業を展開することが現在求められているということでございます。

最後に、資料3を御覧ください。

その辺りの流れをお示しした図になっております。一般に、不適切な生活習慣を続けることで、さまざまな疾病を引き起こしてしまって、重症化、高齢化により日常生活動作、いわゆるADLと言っておりますが、これが不活発化して最終的には要介護状態へと移行してしまいます。

これまでの介護サービスは、要介護、要支援の方に対して、個々のケアプランに基づき サービスを提供してまいりました。これはいわゆるハイリスクアプローチといったような ものでございますけれども。今後は要介護認定を受ける以前から介護予防事業を展開し、 市民全体のリスクを低減するポピュレーションアプローチ、この取組が必要となってくる というふうに考えております。

そのためには、要介護認定を受ける以前の健診情報や疾病情報と介護情報とを連結分析 し、従前のフォーマルサービスとともに住民主体のインフォーマルサービスを合わせて、 効果、効率的に提供していく必要があるというふうに考えております。

資料5のタグが付いていますけれども、そのうちの資料5 - 1が福祉部の部分になります。こちらにお示しさせていただいておりますように、今後はKDBシステムを通じて介護保険の所管課において、健診等情報、医療情報の提供を受け、国保及び後期高齢者医療データと介護情報とを合わせた分析を行うことによって、地域や個人の健康状況、要介護状況の特徴や課題を明確化することで、効果的かつ効率的な介護保険事業の実施、評価を行おうと考えてございます。これにより介護予防の推進及び要介護度の上昇の抑制につなげ、ひいては健康寿命の延伸に資するものと考えているところでございます。

福祉部所管部の説明は以上でございます。ここで一旦切らさせていただいて、ここで質 疑応答を、福祉部分について行わせていただきたいと考えております。よろしくお願いし ます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。 委員。

【 委員】 資料に基づく質問、2番のアの下から7行目で「住民主体のインフォーマルサービスを効果、効率的に提供」とあるのですけれども、これは具体的には、主語が何で、どんなサービスなのかということを伺います。

【立川課長】 いわゆる通常の介護サービスはフォーマルなサービスなのですが、インフォーマルサービスというのは、先ほど申し上げました総合事業の一環で出てきたものでございまして、住民が市民活動として提供するもので、それで介護予防に資するような取組があります。例えば、高齢者のサロンもその一つかと思います。そういったものの効果を、これらの分析を通じて、ある程度エビデンスをとっていきたいと考えております。

【 委員】 インフォーマルという言葉が余りなじまないのかなと思ったものですから。具体的な確認ができれば、それで結構です。

【橋本会長】 いかがでしょうか。どうぞ、 委員。

【 委員】 一応確認させていただきたいのですけれども、資料3のこれで見ると、 ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの説明について、教えていただきた い。

ポピュレーションアプローチというのは全員に対して行うもので、ハイリスクアプローチの対象者は介護の方ということなのですか。

【立川課長】 そうです。

【 委員】 ポピュレーションアプローチの方というのは、統計情報に従って一般的な施策をするというようなものだと思うのですけれども、個々人に対して、あなたは危ないからそろそろ何とかしましょうと、そういうのも言うのですか。

【立川課長】 ポピュレーションアプローチが、どういう方が対象になるかと言いますと、高齢者の中で要介護若しくは要支援の認定を受けてない全ての方です。いわゆる一般高齢者と言われる方々です。

では、なぜということなのですけど、そういった方々に早期の段階から、例えば、運動 習慣を身に付けるとか又は栄養状態を確認していただくとかをすることによって、現状と いうのでしょうか、健康の状態を維持できるだろうということで、そういった仕掛けを打 っていきたいということでございます。

【 委員】 では、これはもうあまねくという感じですね。分かりました。ありがと うございます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【 委員】 よろしいですか。

【橋本会長】 どうぞ。

【 委員】 もしかしたら以前も同じような質問をしたかもしれませんが。基本的な話なのですけども、目的外利用をしたいということなので、もともとの目的が何なのかということと。それから、目的外と言っているのが、どういう意味で目的外の利用をしたいということなのか。ここをもう少し分かりやすく説明していただきたいと思います。

【立川課長】 資料5の1です。我々まず福祉部の立場で言わせていただきますと、福祉部の持っている介護保険データは、その方々の介護度に応じたどういったサービスを提供しているか、給付の情報も含めてのものになります。

一方で、我々が今回必要としているものは、ここにありますように、医療保険部の各所管課が持っている40歳から74歳と、75歳以上の方々のレセプトデータと健診データになり

ます。これらはそもそも医療、例えば診療報酬がどの程度かかっているのか、いわゆる国保を運営する上で必要な情報として保有しているものであります。健診データについては、市民の皆様の健康状態を管理するために持っている。それが目的になります。ということで言うと、介護保険制度を運用していく中で、介護予防に取り組むために使ってよいというものではない。それは目的が違いますので、介護保険でも利用するため付議をさせていただいているということでございます。

【 委員】 一言で言うと、もともとの目的を一言で言ってもらいたいのですけれど も。

【立川課長】 医療保険部は、市民の皆さんの健康を維持管理するために持っているものです。介護(福祉部)は、要介護状態になった方々がどういったサービスを受けているかという介護にまつわる情報です。

【 委員】 その目的外を一言で言うと。

【立川課長】 介護(福祉部)で言えば、健康状態の健診データとか医療情報を持ち得る立場にはないので、そういったサービスを提供している所管ではありませんから。別な目的で持たれている個人情報を介護(福祉部)にも見せてください、使わせてくださいということでございます。

【 委員】 その介護の方では、個人情報をどういう目的で使うのですか。

【立川課長】 資料3にございます。介護は、いわば人の人生で言うと、どちらかというと後半戦に入ってからサービスを享受するものでして、これまでですと、実際介護になってしまった方々に対して、どうしようというアプローチをかけてきたわけです。ところが実際には因果関係がありまして、その要介護状態になる前には、さまざまな疾病を巻き起こしているというのは、これまでのこのデータで分かっていることなのです。とするならば、どういった経過をたどってこの要介護度になってしまっているのかということを、我々も、川上の方にさかのぼることによって、より早い段階で手を打つことができるのではないかと。疾病が発生する前に、例えば生活習慣を変えていく、そういった介護予防のアプローチをするために目的外利用をさせていただきたいということでございます。

【 委員】 だから介護予防のために個人情報をどういうふうに使われるのですか。

【立川課長】 例えばですね、介護予防の取組というのは、これまでもいろんなことを やっていました。先ほども申し上げた、例えばサロン活動に参加している方々が、例えば 市がお金を投じてサロンという運営をしているとするならば、それの事業効果というのが なかなかないわけですよね。行政では、これまでですと、そこに何人参加したとか延べ人数で把握をしてそれはよかったね。で終わるわけですけれども、では実際その参加している方々を追いかけていったときに、2年後、3年後、例えば病気を起こさなかったとか、そういったようなその後の経過をたどりたいのです。そうすれば、その予防事業自体の効果というものが見えてくる。そうすれば、そのサロンというものは、より予算をかけてでも行っていくべきなのではないかという判断になります。これからいろいろな介護予防の取組をするに当たっては、必ずエビデンスというものを合わせ持たなければならないと考えておりまして、そのために、こういった健康データも見させていただきながら、その事業効果というものを分析していきたいというのが、私ども福祉部の趣旨でございます。

【 委員】 個人情報の使い方なのですけど、あくまで統計的なデータとして使うのか。それとも例えば、取得した個人情報で何か特定の個人に対して、あなたはそろそろ危ないので、こういうことをした方がいいですよとか、そういうアドバイス的な個人に対して何かアクションを起こすとかということはあるのですか。

【立川課長】 私ども福祉部所管としては、それは一切ございません。基本的には、ここで言うところのポピュレーションアプローチの方を仕掛けていこうという考えですので、いわゆる集団的なアプローチしか行いません。あくまで分析した結果をもって事業効果を判断し、その事業を展開していく。若しくはスクラップ・アンド・ビルドで新しい事業を生み出していく。そのために使うのみでございます。

【 委員】 はい、分かりました。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

前回、詳細に御説明をしていただきまして、私はなかなか腑に落ちないところがありまして、再度、今回御説明をしていただいているということがありますので、また再度こういう御質問をするのはどうかというふうに思うのですけれども、いただいております諮問書の中で、趣旨は非常によく分かります。ハイリスクアプローチ、それからポピュレーションアプローチが重要なのだという。これは多分疑うことができない必要性があるのだろうなというふうに思うのですけれども。

これらの取組を総合的に推進するためには、要介護認定を受ける以前の健診情報や疾病情報と介護情報とが連結分析する必要があるのだということです。先ほどフォーマル、インフォーマル、 委員から出てまいりましたけれども、こういったサービスを効果効率的に提供していく必要があるのだと。何となくそんなものなのかなというふうに思うので

すけれども。

具体的に、目的外利用、さきほどの 委員の話と同じなのですけども、それをどういうふうに使って、どういうふうに分析していくのか。その具体的なところがいま一つ見えないところがあって、必要性はよく分かるのですけれども、そのデータを分析することによって、最後のところの結論ですけれども、介護予防の取組が可能となるのだという、抽象的には分かるのです。少し具体的に何となく見えにくい話だなというのが、前回からずっと疑問になっているところなのですが、そこも少し端的に説明していただけませんか。

そうですよね。事業イメージが持てないと、なかなか理解しにくいと思 います。先ほど具体的な事例といたしまして、高齢者のサロンの話も持ち出させて説明さ せていただきましたけど、ほかにも例えば介護予防の事業では、私どもが展開しているも のですと、高齢者のボランティアポイント制度というものがございます。これについては、 まだ要介護の認定を受けていない方々を対象としたものでございまして、登録していただ いた方に、例えば、ある施設でボランティアをしていただければ1ポイントいう形で、1 年間活動していただいたポイント数に応じて、お金若しくは市内のお店で使えるような共 通利用券を最後にお渡しする制度です。これは、結局そのお金なり何なりを、インセンテ ィブを市として付与しているわけです。ということは、今後高齢者が増えていく上では、 必ず予算は大きくなっていくわけです。そうしたときに、ただ単にボランティア活動をさ れている方が多くてよかったねということではなくて、そういったボランティア活動され ていた方々が今後どうだったのだろうと。そこは個人レベルで少なくとも3年後、5年後、 10年後、どうだったのでしょうか。例えば、そういった活動を行うことによって、健康状 態が維持できたのだとすれば、元気な高齢者が増えれば、我々社会全体のコストは当然か からなくなるわけです。そういった形で一つ一つの事業について、エビデンスをとってい きたいと考えているわけです。したがって、その事業に参加している個人の方の経年変化 を追いかけるためには、こういった健診データ若しくはレセプトデータが必要であるとい うことでございます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。どうぞ。

【 委員】 確認させていただきたいのですけど、資料3です。今のお話だと、この健診データはもちろんのこと、それ以外の何に参加しているかとか、そういうデータも実は入ってくることによって、言い方を変えますと、その市が行っている施策に関係するデータを入れることによって、今のようなことができると。こういうのが全体的な説明にな

るのですよね。

【立川課長】 そうですね。

【 委員】 この絵には、そう書いてないので、簡単に読み取れなかったということかと思うのですけども。全体としては、この健診データと、そういった活動とのデータを組み合わせて、それとあと将来そこが介護になったかどうかとか、そういうのを組み合わせて分析すると、施策のよしあしが見えてくると。こういうふうな理解ということですか。

【立川課長】 そうですね。

【 委員】 ありがとうございます。

【橋本会長】 どうぞ。

【水野副会長】 この取扱い情報というのは、一般に言われる機微な情報といいますか、要配慮個人情報に当たると思うのですが、従来3課、主管課が3つで取り扱ってらっしゃったのが、今度は4つの課で取り扱われるということになるということの理解でよろしいでしょうか。

【立川課長】 前回というのはあれですか。この前回諮問答申につけている部分の。

【水野副会長】 いえ、主管課。現在までの主管課が3つ、福祉部介護保険課と成人健診課と保険年金課。これに高齢者いきいき課が一つ加わって4つの課で、この要配慮個人情報の取扱いをするということの理解でよろしいのですか。

【立川課長】 データ提供を受ける側としては4つになります。上段の方の(1)の取扱い事務の主管課は3つとここに掲げられておりますけど、高齢者いきいき課は、介護情報というのは持ち合わせていないので、この提供する側ではないということでございます。

【水野副会長】 お聞きしたかったのは、範囲が広がるというふうに捉えてよろしいのかという、要配慮個人情報に当たる個人情報が4つの課で取り扱うという、範囲を広げるという意味で捉えてよろしいでしょうかということなのですけども。

【立川課長】 範囲を広げるという言い方が当たっているかどうか分かりませんが、いずれにしてもこの4課で相互に使っていきたいというのが、今回の諮問の趣旨でございます。

【水野副会長】 分かりました。

【橋本会長】 端的に言うと、施策立案の基礎資料にしたいとか、あるいはやっていた 施策の有効性を確認するための、そういう材料が欲しいということで理解してよろしいで すか。 【立川課長】 そういうことになります。

【橋本会長】 最後、御質問があるかと思いますので、この点についての質疑はこれまでにして、後半部分について、御説明をしていただいた方がよろしいですかね。

【立川課長】 はい。では、医療保険部にバトンタッチいたします。

【大山課長】 続きましてよろしくお願いいたします。医療保険部成人健診課の大山でございます。それでは私からは、福祉部に続きまして、諮問第146号に関しまして、医療保険部の説明をさせていただきます。

諮問文の1の個人情報の目的外利用を御覧ください。先ほどの福祉部の説明と重複する部分を除いて説明しますと、(3)の目的外利用の対象者及び対象となる個人の情報につきましては、アに記載の対象者の内、医療保険部側で今回諮問させていただくのは、75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者ということになります。40歳から74歳以下の国民健康保険被保険者につきましては、市が保険者であることと、介護情報の利用に関しましては、平成29年6月開催の本審議会の諮問に既に認める旨の答申をいただいております。

これを図示したものが、資料5の2となります。そちらを御覧ください。

後期高齢者医療につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となりますが、本市も広域連合の構成員であり、医療保険部保険年金課では法に規定された事務を担っており、医療レセプトデータを有しております。一方、健康診査に関しましては、医療保険部成人健診課が広域連合から委託により実施取り組むという仕組になっております。そのため資料の図の×印、網がついて×になっておりますけれども、そちらの部分が今回の諮問対象ということになり、破線で囲った部分の黒丸の部分、また二重丸の部分につきましては、既に相互運用を行っている部分ということで御理解いただければと思います。

そのことを踏まえまして、諮問文2の個人情報の目的外利用を行う理由でございます。 恐れ入りますが、4ページ目になりますか、2のイの部分を御覧いただけますでしょうか。 医療保険部のところです。

既に我が国は超高齢化時代に入っておりますが、平均寿命が延びるとともに高齢者の健康維持、また増加していく高齢者の医療費を適正化させていくことが本市のみならず社会全体での大きな課題となっています。近年のIOTなどの情報技術の進歩でレセプトの電子化が進み、「健診」「医療」「介護」の情報連結によるデータベース化が進んでいます。先ほど福祉部側からも出ましたが、各市町村が保険者である国保で言いますと、国保データベースシステム、KDBシステム、これが既に構築、運用されていることもその一例

でございます。この情報技術の進歩で活用可能となったデータは大変利用価値が高く、今まさにこのようなビッグデータの活用等、それを可能とする法制度化が国においても議論されているところでございます。

資料の3段落目のところでございます。ページの真ん中より少し下になりますけれども、本市の執行体制につきましては、先ほど御説明したとおりでございますけれども、保険年金課の方では、これまでの議論、すなわち国民健康保険の保険者として保有する医療データにKDBシステムから成人健診課の健診データと、福祉部の保有する介護データを利用する業務に加え、後期高齢者の医療データ及び健診データも取り込んで一体的に分析することで、個人の医療に関する状況と健康状態との関連を明確化・モデル化することが可能となります。

どういうことかと申しますと、国保保険者の中で類似の経過をたどっている者へ、適正な受診でありますとか服薬を促すといった取組を新たに実施して評価することで、国保の被保険者の健康増進と医療費適正化に寄与することができるようになります。

また、成人健診課でも保険年金課と同様に類似の経過をたどっている方へのアプローチを考えており、その具体例として、資料4として付けさせていただいております。そちらを御覧いただけますでしょうか。

仮想のものでございますけれども、上段にA氏の例を挙げておりますが、A氏が77歳で脳梗塞を発症してしまい、78歳で要介護度4になったというイメージでございます。このA氏のような経過をたどるケースもあることから、後期高齢者がどのような経過で要介護状態になったのかというものを分析することで、後期高齢者となる前に同じような経過をたどりつつある方に対して、例えば、この下段のB氏のように65歳で高中性脂肪となったときに、特定保健指導や医療機関への受診を勧奨するなど、対象者を絞った効果的なタイミングでのアプローチが可能となります。また、その状態を放置すると、どのようなことになってしまうのかを具体的に示すことができ、本人の行動変容を促すことで、予防効果が期待できるというふうに考えているところでございます。

このように後期高齢者になる前から保健事業にいかすことができ、効果・効率的な保健 指導につなげ、それを評価することで、国保被保険者の健康増進と医療費適正化に寄与す るものでございます。

そのためには、繰り返しになりますが、国保の保険者として保有するデータと、それ から既に御答申をいただき利用させていただいております介護情報に加えまして、後期高 齢者の医療データ及び健診データも一体的なデータとして扱うことが必要となります。 一体として評価分析し、それぞれの課の事業に利用することで、健康増進及び疾病の早期 予防を図り、その結果、健康寿命の延伸、医療保険財政の健全化、介護費の抑制などにつ なげていくために諮問するものでございます。

諮問文の方に戻りまして、次に3の本人通知を省略する理由につきましてでございます。 市民の健康寿命の延伸という公益上の必要性があること、それから、対象者に対し特段の 不利益が生じないと思われることから、福祉部と同様に省略させていただきたいと考えて おります。

4番の個人情報の目的外利用を行う期間につきましては、本年、年度は変わりますが4 月1日からとさせていただく予定でございます。

最後に5、個人情報の保護措置でございますが、相互の情報の提供、受け取りを行う保 険年金課及び成人健診課は、個人情報を適切に管理するとともに個人情報のルールを遵守 し、利用目的以外での使用と外部提供を禁止すること及び不要となった個人情報は迅速か つ確実に廃棄することを遵守いたします。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございました。いかがでしょうか。御質問等ございませんで しょうか。どうぞ。

【 委員】 資料の質問なのですけれども、3、4、5は多分両方の部分に共通する 部分は抜かします。

3番のいわゆる省略を行う理由の中で、前年度29年度の諮問の中では、いわゆる個別通知は実質的に困難であるという理由があったかと思うのですけれども、今回それを省略した理由というのはなんでしょうか。

【大山課長】 やはり実際困難ということはあります。

【 委員】 むしろ略さずに、同じように入れておけば、私としても質問せずに済むのかなという気がするのが1点、それは意見です。

もう1個の質問は、5番の(2)不要となった個人情報のこの「不要」というのは、例えばどういう、死んだとしても、こういった情報というのは残しておかないといけないと 私自身は思っているのですけれども、この不要となったというのは、どういった状況を想 定しているものですか。

【大山課長】 具体的なものは実は想定はしてないのですけれども、仮にそういうもの

が出た場合には、やはり速やかに廃棄しないといけないと。それは個人情報を扱う者としてのルールとして、そういうことは考えております。

【 委員】 具体的なものは想定せずに一応入れてあるということですか。

【大山課長】 そうですね。そういった場面が出た場合には、必ず廃棄をしていきますよと。

【 委員】 それは死亡というのは当たらないという考え方でよろしいのですね。その方が亡くなったとしても、保健事業を行うに当たって、過去のこういった情報は持ち続けるということですか。

【大山課長】 そうですね。何年かの保存期間を定め廃棄します。

【 委員】 私自身は廃棄する必要はないと思っているのですけれども、特に死亡は 想定していないということですよね。

【大山課長】 はい。

【 委員】 分かりました。

【橋本会長】 どうでしょうか。

【 委員】 続けてよろしいでしょうか。

【橋本会長】 どうぞ。

【 委員】 一応、私も前回から勉強しまして、その他の目的外利用といったら、連結、いわゆるそれぞれの公共によって違う情報しか持ち得なかったところが相互利用をするために目的外という形で、さきほど言われたような要配慮個人情報である病歴等含むものをひも付ける。まず連結ができたというのが、びっくりしたのが一つなのですけれども、まず連結するということが目的外利用の第一義なわけですよね。

【大山課長】 さようでございます。

【 委員】 その際の具体的な連結というのに、マイナンバーというのは使わないのですか。

【大山課長】 マイナンバーは使っておりません。

【 委員】 これは興味的な質問になるのですが、なぜマイナンバーをここでは使わないのですか。

【 菅野課長 】 私からお答えしますが、マイナンバーに関しましては、特定の個人情報ということで、より厳格に使用の範囲が定められております。今回私どもは、保険の番号とか、それから介護の保険者としての番号、こういったもので突合は可能でございます。

あえてマイナンバーを、わざわざ機微に触れるデータを使って、突合をかけるということは想定しないということで、KDBも、そもそもそういうふうな仕組にはなっておりません。

【 委員】 個人的には今まで企業に勤めていて保険の番号をもらって、定年退職して国民健康保険に変えて、保険番号でやるよりは、マイナンバーでやった方が、今統計のミスとかいろんなことを言われていますけれども、何でそんなにマイナンバーを使うことに関して、おそれているというか、これ政府がはっきり言わないからだと思うのですけれどもね。むしろマイナンバーを使った方がミスなく、ひも付けられるのかなと思っています。まして機械的に人間がやらなくてもできるのかなと思っているものですから。ただ、この今回の話とは直接関係がないので、参考までに伺っただけなので、ありがとうございました。

【橋本会長】 どうぞ。

【 委員】 今の点なのですけども、いろいろマイナンバー法も成立の経緯から利用 範囲をそんなに広げないようにしているという面があるのですね。それによって、個人情 報が漏えいしたときに、極度にそういうひも付けをされることをおそれているということ です。

医療情報につきましては、医療のためのマイナンバーという別の番号を使って整理していくというような方針をとっていくというふうに聞いております。まだ、どこまで行っているのか、私そこまで存じませんけども。第2マイナンバーなのか、そこは分かりませんが、少なくとも、マイナンバーそのものじゃなくて、違う番号で同じように全体を束ねて整理できるような、医療に関してのみだけですね。そういうようなやり方をするというように聞いております。実際、いつどうなるかというのは、別段私は知らないです。

【 委員】 よくエストニアですとか、いろいろな電子処方箋ですとかね。こちらの中にも第三者提供しないとかありますけれども、少なくとも連結して、連結されたビッグデータを解析するのであれば、申し訳ないですけど、市役所の人だけではね、極めて高度な学習分析みたいなのはできないと思うのですよね。やはりそれをやるには第三者に委託するとか、そういうことも必要になってくるのです。本来はそんなマイナンバーの番号だけを、そんな変な扱いをせずに、むしろどう扱われたかとか、誰が使っているとか、どう使ったかを注意すればいいのかなと思うのですけれども、少し趣旨は違いますね。

【 委員】 おっしゃるとおりで、私もそれは個人的には別に反対することではない

ですよね。

【 委員】 言い過ぎました。

【橋本会長】 いかがでしょうか。何か。どうぞ、 d 委員。

【 委員】 先ほどの福祉部と今回の医療保険部かな、共通なのですけど、先ほどの話にも通じるのですが、外部委託というか、業務委託はされるのでしょうか。例えば、シルバーサロンというか、事業されるに当たって、先ほどおっしゃったように解析であるとか、データを突合して、最終的な何かそのデータから算出していくのだと思うのですけど、それは全部この庁内でやるのか、外に出すのでしょうか。

【立川課長】 よろしいですか。

【橋本会長】 はい。

【立川課長】 私どもの福祉部の方は、そこまで高度な解析をするわけではなく、あくまで、その方の経年変化を追っていくということで、その事業の効果を図りたいということで考えておりまして、現状のところ外部委託は想定しておりません。

【大山課長】 医療保険部につきましても、まずは中でというところかと思います。

【 委員】 もう1点だけ。前回の記憶であったような、なかったような気がするのですけど、要配慮情報なので、匿名化というか個人が分からないような形にして、分析していかすというような話があったような、なかったような気がするのですけど、その点はいかが、何もその辺は匿名加工等はせずに突合して全部管理するということでしょうか。

【立川課長】 そうですね。個人ごとにひも付けていかないと、そのデータが誰のものか分からなくなってしまいますので、それは匿名化せず、この中では使わせていただきたいと思います。

【 委員】 共通してということですね。

【立川課長】 はい。

【橋本会長】 どうぞ。

【 委員】 資料4のA氏、B氏と、あたかも個人が特定できるようにおっしゃっているから、要はA氏のような人たちのグループということだと思うのですよね。今のお話からいったとしても、経年情報として、まずひも付ける以上は、特定の人間にひも付かなければデータとしては意味がないので。ただ、それを今度、大きいデータとして経年変化を分析するに当たっては、個人情報のいわゆる帯でね、年齢の5歳区分でありましょうとか、何もこの78歳で発病した人というだけじゃなくて、70から75の間に発病したとか、普

通はそうやってグループ化して、表現するのが個人情報、特に要配慮情報である、こういったものに対しての書き方だと思うのですね。そういった意味で誤解を招くのかなという気はしていたのですけどもね。経年情報としてひも付ける、それはもう絶対ひも付けは必要ですけれども、その後は3年に1回、市の施策を見直すに当たって、その評価をしていくとか。そうやったときに個人ではなくて、その施策の結果がどういうグループで影響したのか。経年でもこういうグループに影響したのか。そういう言い方をしないと少し誤解を招くのかなという懸念は、この表を見ていて思ったのですけど。前回もそれだったので、結構しつこく言ってしまったのですけれども。

【橋本会長】 その点なのですけれども、諮問書の2ページじゃないですかね、このイのところの最後の「具体的には」というところの意味なのですが、「国民健康保険の被保険者の中で類似の経過をたどる者に対し、適正受診、服薬推進といった新たな取組を実施評価すること」でということなのです。これはあれですか、個別の健康指導をするという話だったのでしょうか。

【管野課長】 保険年金課でございます。さようでございます。介護予防と1点違う点がございまして、国民健康保険の方の事業では、特定の個人の方に働きかけをして、いわゆる介護で言うハイリスクアプローチになりますけれども、適正な、例えば薬を多く飲み過ぎている方がこうなってしまったけれども、もう少し薬の種類を絞りませんかとか、こういう個人的に働きかけを国民健康保険事業ではいたしております。そういったことのために活用したいということでございます。

【橋本会長】 そうすると、目的外利用の趣旨というのは、一つは施策の立案検証をするということと、あとハイリスクアプローチのところでは個別の健康指導に資するという、この二つの目的というのがあるということですかね。そういう理解でよろしいわけですかね。いかがでしょうか。 委員。

【 委員】 今の個別の指導をするというのは、その目的はもちろん非常によいことだと思うのですけども。ここで個別に指導するに当たって、この人たちはリスクが高いとか、そういうある意味ではリスク要因のある人たちを抽出しているわけですよね。この人にリスクがあるとか、ないとかというのは、すごくデリケートな情報ですよね。まだ、病気になってないのだけど、この人は危ないということなので。この情報は非常に安全に確保しなければいけないというふうに思っているのですけれども、そういう点で配慮している点はございますか。

【大山課長】 今、委員がおっしゃるように、当然センシティブな情報でございますし、より注意は必要だということにはもちろんなります。そこで、データの機密保持を徹底するほか、国保連に提供したデータについても機密保持がなされているかどうか、毎年国保連へ行って確認しております。

【 委員】 それは要するに、そういった類型的なリスク要因のある人たちという、 そういうグループがどういうグループなのかと、そういうのを扱っていく上で国保連と何 かをやっているということなのですか。

【大山課長】 いえ、先ほど出た K D B システムというところで、いろいろな情報の集約といいますか統計等をとったりしていますので、そういうやり方に問題がないかどうか。

【 委員】 そちらですね。私の申し上げているのは、分析結果で、こういう人たち は危ないよとか、具体的にこの人は危ないよとか、そういうことがデータベースにデータ としてあるわけじゃないですか。分析結果としてですね。御市が作ったデータだから。それを安全の管理してくださいねという意味の指摘なのですけど。

【大山課長】 基本はですね、余り紙で打ち出すことはしておりませんし、データ上でのことですし、当然そこは市の情報セキュリティーポリシーに基づいて、最重要というところで管理をしていきます。

【 委員】 そうですね、最重要ですね。特に気を付けてくださいということを、私 どもの方としてはお願いしたいと思っています。

【大山課長】 十分その辺は気をつけてまいります。

【橋本会長】 ありがとうございます。どうでしょう。よろしいでしょうか。どうぞ。

【 委員】 そのリスクがあるとかという判断は、プログラムですぐに出てくるものなのですか。

【大山課長】 いえ、要は我々の方で、いろいろな条件をインプットして、そこから抽出するような形になります。

【 委員】 医師ではないのに、市の方ができるのかという気はしますがいかがですか。

【大山課長】 それは健診のデータを持っていますので。あとは、測定は保健師が基本的にやっております。

【水野副会長】 委員と 委員の話に絡んでなのですが、いろいろ加工された情報を、どれくらいの期間保管をされるか、利用されるか。その辺りを明確にしておいてい

ただきたいなと思います。要するに利用期間はこれだけ、保管期間はこれだけということで、その後はばっさり、やっぱり捨てていただきたいという意味なのですが。最近の新住基システムも必ず利用期間と保管期間を明示しろと言っています。それをうやむやにして、いつか捨てたとか、そういうのが分からないようにならないように、必ずあるときに捨ててほしい。そのようなルールにしていただきたいなと思いますがいかがですか。

【菅野課長】 保険年金課からお答えします。

ただいまのいただいた御質問、まさにKDBシステムという国が開発管理しているところで、全国の自治体が使っているシステムとして、いつまでデータを持って利用するのかということで、まさに国において、法制化等ですね、どういうふうに活用するかという検討がなされているものでございます。1自治体の私どもとして、私どもでは、ここまでしか使わないでくださいというふうなものでもありませんので、こちらでは、申し訳ないですが、現在期限をいつまでというふうにはっきり言うことはできません。ただ、KDBというものが、国の法制下において、適切に管理して、いつまで利用するかということも監視しながら使っていこうということで進んでいるものだということは御理解をいただければと思います。

【水野委員】 了解しました。

【橋本会長】 ものすごく素朴な感覚なのですけれども、別なところで収集したり、あるいは提供したりする情報が、どこか別のところでマッチングされて、突然あなたハイリスクですよというふうに言われた本人としてはどうなのかなと思います。それは、断る必要はないのかなという気が、どうしてもしてしまうのですよね。全くそういうつもりではないところで、それぞれ提供しているわけですけれどもね。それが突然ハイリスクですよというふうな通知が来るという、このグロテスクさは、どういうふうに考えたらいいのかなと思います。いや分かるのですよ、趣旨は非常によく分かるのですけれども。

だから、諮問書の中にありますけども、3の本人通知の省略を行う理由のところで、「健康寿命の延伸に資するものである」と、「以上のことから省略しても構わない。」「特段の不利益は生じない」というふうに言い切れるのかなというのが、ずっと引っかかっているのですけど。それはどうなのでしょうね。

【大山課長】 いろんなものをぶつけて、ハイリスクという出し方もあるのですけれど も、私ども成人健診課で言いますと、そもそも健康診査をやって、その結果を持っていま す。そういった中で、血液値であるとか、腎臓の測る値だとか、そういったものが分かる ので、そこから今も受診勧奨だとか、そういったような事業もやっておりますので、そういった意味では、今も多少の部分をやっているというところはございます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。 委員。

【 委員】 目的外利用の方で、ハイリスクのある人に対して、何らかのアクションをされるということだと思うのですけど、それは具体的にはどういうふうに、何か通知というのか、同じような経過をたどっているので、あなた危ないですよということを教えるわけですよね。それは具体的にはどういうふうにするのでしょうか。

【大山課長】 実際、今回、諮問でお願いしているところは、75歳以上の後期高齢者の中で分析をさせてください。そのために情報を連結させてくださいということです。そこから傾向をつかみまして、75歳以下では、特定保健指導を行っていますので、その場で同じような傾向にある方に対して、保健指導の場で、こういうこともありますよというような形でお示ししていくつもりでございます。

【 委員】 その保健指導の場で、口頭で何か説明するのですか。

【大山課長】 そうですね。基本的には口頭です。口頭とか、あと、いろいろ計画を立てるだとか、そういうのがあるのですけれども、行動変容を促します。

【 委員】 素人的な発想なので、よく分からないのですけど。AさんとBさんが似たような経過をたどっているという話なのですけど、もちろんAに関する具体的な情報ではなくて、それは統計的に分析したデータに基づいて何かアクションを起こされると思うのですけど、Bさんの側からすると、そこまでは確かに少し類似していたけれども、そこから先は全然違う経過をたどるということはないのですか。つまり、あなたハイリスクですよと言われても、実はそこまでハイリスクではない場合はないのですか。

【山崎主査】 お答えします。おっしゃるとおり個人によって体質はありますので、違う経過をたどることはあります。一方でAさんの方は、先ほどもほかの委員からの御質問もあったように、同じような経過をたどる束になった何人もの複数の方です。Bさんは個人なので、個人で違うルートをたどることはあります。一方で、Aさんのような経過をたどって、どこかで生活習慣を変えて、さらによくなったCさんみたいな人もいるかもしれません。こういう帯になって、ここで生活習慣を変えた人は、このようによくなりましたよというようなことを、またBさんという個人に伝えるということにも使っております。そういうふうに詳しいことを御説明するというのが、確かに今までにはないアプローチです。なじみとしては、今まで自分の健康は自分のものだという感覚からすると、他人に何

かを言われるのはどうかということはありますが、やはり超高齢化社会という中で、医療費もかかりますし、今後も皆さんが健康でいた方が、社会がよく続くよということについてアプローチするというのが、最近認められてきている中で、今までと違うアプローチをするようになってきたということが、今回の一つだと思っております。

【 委員】 これは若干うがった見方かもしれないですけども、人によっては余計なお世話だというか、それなりに自分の健康には気を使っていて自信はあるぞと。ほかの人のデータに基づいて何か言われても困るというか、逆に不快に思ったりする人もいなくはないのかなと、少し気になりますね。

【橋本会長】 委員、どうぞ。

【 委員】 かなり 委員のお話と似ているのですが、ポピュレーションアプローチの事業をした場合に、やって終わりというか、特にエビデンスはとってないということなのですよね。サロン的なものです。サロンに参加して楽しかったねで終わり。ですけど、そこから何かしらのものを、エビデンスというか、数値的なものをとっていかしていくということですよね。それも、一切通知しないということですと、何かこういうのをやるよと言われて参加したけど、実はデータをとられていて、あなたは長生きしたから、元気になったからっていうのも、そこも若干感覚的には、知らない間にデータをとられているのだったら行くのをやめようかなとか、なくはないのかと、すみません、感覚的には思わないでもないです。

【 委員】 データ自体は関係ないレベルで、はっきり言えば、きょうのこの審議会でオーケーとなれば、ひも付けされるわけですよね。なおかつ分析自体もやられるわけ。ただ問題はアプローチ、その結果をどうやってアプローチしようかという辺りで、まだ具体的ではないので、少なくとも個人宅に一方的にダイレクトメールが届いたり、民間の保険会社にそのデータが流れたり、そういったことはまだないと私は思っているのです。要は、地域包括ケアシステムという、その拠点で、さっき言った広域連合で八王子市が明らかに国から役割を押しつけられているわけですよ。そうした中で今回こういったアプローチの仕方を、まずはデータをひも付けることと、分析することは了解してくださいと。あとはそのアプローチの仕方で、もう少し具体的に我々が言ったようないろいろな懸念あるのでね。今ここで確認しているから、あえてとめる必要はないと思うのですけれども。それアプローチはすぐに個人宅にDMが届くとか、そういうよりはむしろ拠点で、八王子市が持っているいろいろな拠点で何かを呼びかけて、参加した人はある意味同意するわけで

すよね、その相談するとか。そういうことでいくと、そんなに心配しなくてもいいのかな と思います。ただ、一方的に自宅に通知が送られるのは嫌だなと気はしますけれども。

【 委員】 数字を目指して、エビデンスを目指して、そういう事業がいろいろあると思います。本当は参加していたら楽しくて、別に健康増進はテーマとしてはいいのですけど、実際どうなったかというのよりは、その日楽しかったからいいじゃないと思って参加される人もいると思うのですよね。だから、余り結果というかエビデンスばかりを求めた事業、施策立案に使うというお話ですけど、そこを求め過ぎると、何か数字ありきになってしまうのかなと。本当にその方々が参加して楽しければ、それはそれでもう別に数字に表れてこなくても、ほかの幸福度というのもあるのではないかなと思います。

【立川課長】 その点については、おっしゃるとおりだと思っています。実際、高齢者の方々、例えば、サロンに集まっていても、そこでおやりになることというのは、運動系のものから文化的なもの、場合によっては麻雀が楽しくて集まっているという方もいらっしゃいます。我々はエビデンスと言いましても、そこにひたすら傾倒して、さあ皆さんサロンに来ていただければ長生きしますよみたいなことを、私どもから押し付けることは一切考えておりません。だから、私たちは少なくとも公のお金をそこに少なからず投入しているわけで、やはりそれは一定程度市民の皆様に説明責任。この事業を続けていいのだろうかとか、どうしてこういう事業を行っているのかということは、やはり材料を持ち合わせていないと説得力が欠けると思うのです。

前提として、高齢者の皆さんがいつまでも元気で幸せに暮らしていただくために、私たち福祉部はあるわけですから、そこは外さないようにした中で、ただ一方で、アカウンタビリティーを果たすために、そういったことも行政の責任としてはやっていきたいという、そういった趣旨でございます。

【 委員】 そういった観点から、今の話なのですけど、別にそこに参加している人のデータだけとればいいというふうに言えないですか。全体として、全部とらなくてはいけないのかというのもがまず一つあるのです。すみません、他市でもこういう例はあるのですか。

【立川課長】 まず前段の方なのですけど、私が考えているのは、多種多様な介護予防の事業を現在も実施しております。今回私どもが分析したいと言ったのはそれぞれ、例えばサロンであったり、ボランティアであったり、いろんな事業に参加されている方々のその後の経過を見たいということです。

【 委員】 それでしたら、そこの部分だけ、個人情報を集めてやればいいと思います。そうとは言えないのですか。

【 委員】 それは、そもそも、そういう参加していない人と比較するのではないですか。

【立川課長】 そうです。

【 委員】 だから、さっきのアプローチを3つに分けないから。まず結合すること自体、やっぱりいいか悪いかということで、私は反対する必要はないと思うのです。個人の医療情報、レセプトの情報と介護。私がこれから介護になった場合、その介護の情報をひも付けること自体を何で反対する必要があるか、よく理解できないです。そこから先のアプローチに関してはいろいろな意見があってもいいと思うのですが、なぜ、個人のレセプト情報と介護の情報をひも付けてはいけないのか、私はよく理解できないです。

【立川課長】 委員にお答えとすると、統計分析というのは、そもそも処置群と対照群とを見比べない限りに、その差というのは出ないわけです。サロンに参加している方、していない方、その比較がなければ、その事業の効用というのは分からない。したがって、その部分についての分析が必要というふうに考えています。

委員のおっしゃるとおりで、その突合の部分、そこがやはり必要です。

【 委員】 あと、ほかの市はどうですかというのは、私も知りたいなと思いますけれどもね。

【立川課長】 つぶさに他市でそういうことを行っていますかという照会をかけたことはございませんが、もしこれができてくれば、割と先進的な取組になると思います。ただ、やり方はともかくとして、昨今エビデンスに基づく政策立案というのを求められているのが行政でありますので、少なからずこういった取組というのは、本市に限らず進んでくるものと思われます。

【 委員】 何となくは分かるのですが、多分ほとんどの委員の方々が、よく分からないのは、今実施している事業があると。それはそれで置いておいて。だから、新たに行うアプローチという言い方をしていますけど、結局その情報の利用方法ですよね。新たにどう使うかというのが何となく見えなくて、見えないから、とりあえず集めるだけ。要するに情報を共有するだけというので諮問しているのか。それとも新たな利用方法があってという形なのか、少し私には聞いている限りよく分からないのですけど。

【橋本会長】 どうぞ。

【高山主査】 まず K D B のシステムという一つの大きなくくりになっておりまして、このシステム自体が各医療保険のデータであったり、介護のデータであったりを一つのデータとして集約しております。もう一つ、それを突合でき統計的に確認できるシステムということであります。

その中で、他市につきましては、実はこのKDBのシステムの運用について、諮問が出ていることは数自治体からお聞きしております。ただ、御意見があるように、このシステムで突合した結果をどのように生かしていくかというのは、各自治体によって異なってきますので、その点については、具体的に記憶しておりません。

また、あくまでも統計データを作るために目的外利用をすることが諮問の趣旨になっておりまして、個人情報でなくなった統計データを、市としていかに使っていくかというのは、おそらく今までの諮問にもないと思います。これから恐らく統計データを作って、その統計データをどう活用していくのかというのはこれからになろうかと思います。ビッグデータもそうですが、データの活用方法についていろいろ議論が出てくるものだと思うのですが、今回イメージしているのは、ある程度具体的には事業としてはお示ししていますが、まず統計データとして使いたいというのが大きな趣旨とお考えいただければよろしいかと思うのですが。

【 委員】 そうすると、それを新たに利用する場合は、また、諮問がしっかりとな されるという意味でよろしいのですかね。

【高山主査】 個別の統計データ自体をどう使っていくかということですか。

【 委員】 だから、統計資料だけ集めたいという意味で言っているだけであれば、多分そんなに皆さん反対しないというような気がするのですよね。でも、何となく個別にアプローチするとか、そういう話が出ているから、やはり利用がどうかということはすごく重要だと思うのですよね。私も情報共有するというのは、正直言って、市民の方も、何となく市に預けているぐらいの感覚しかないので、ある程度情報共有しないといけない、課を超えてやらなくてはいけないというのは、それは理解できるのですけど。何となく、その後どう利用していくのかというのが、政策的にとか、実際そういう部分もあると思うのですが、今現在、利用部分で、こう使うというのが決まっている部分があるのかないのか。本当に情報共有だけの話を打診しているのか。そこが少し見えないなという気がしたというとこなんですけど。

【立川課長】 委員の御質問にお答えさせていただきます。

あえて今回前段が福祉部で、後段が医療保険部と分けて説明させていただいたのには意図がありまして、私たちの介護保険側のまずお答えをさせていただきます。どう使うのかということですが、先ほど申し上げましたように、現状若しくはこれから行うであろう新しい施策の効果を検証するためというのは、まず一つ大きな目標です。

ただ、それをどう使うのかといった場合には、例えば、サロンに参加している方と、そうじゃない方との要介護のリスクがどう違うのか、相関関係があるとかというのを、例えばグラフ化して、市民の皆さんに介護予防に取り組むための啓発活動などで、チラシの中にそういったグラフを埋め込んで、これだけの効果があるのですよということを市民に訴えていく。そういったことはもちろん行っていきたいと考えています。

私ども福祉部としては、オール市民に対して、そのような形で効果を皆さんにお伝えを する。それが一番の目的になります。

【大山課長】 医療保険部側ですけれども、諮問文の中にも書いているのですけれども、同じような経過をたどっている方を見つけてですね、例えば適正受診とか適正服薬推進、そういった事業でありますとか、健診の方で言いますと、今も特定保健指導というのを行っていますので、そのデータを踏まえた形で特定保健指導にいかしていきたいと考えております。

【山崎主査】 少し補足をさせていただきます。今、分けて説明をさせていただきましたが、まず行っている事業として、保健指導、保健事業がございます。このときに前回の諮問で、介護のデータを新たに利用するということは、昨年お認めいただきました。そのときに、私ども国民健康保険の中で、こういう健康診断の結果で、こういうお医者さんにかかっている状況の人が、そのうちこういう介護の状態になりましたというところまで見えるようになって、それを利用できるというのが前回でした。これをどうしたかというと、その後、データヘルス計画という、国が法で定めている各自治体が作るようにと言われているものですが、そこはまさに統計的に、こういう医療のかかり方をしている人が、こういう介護の状態になったのだということで、データヘルス計画というのを作る。そういう計画立案、政策立案に使っているのがまず一つあります。

もう一つは、保健指導です。お一人お一人で健康診断の結果が悪かった方、糖尿病の重症化しそうな方とかを呼び出して、あなた、こういう生活習慣に変えた方がいいですよというふうな指導をする場面があります。そのときに今まで使えたデータだけですと、こういう生活習慣のまま行くと、今の医療費のこういう人がこういう介護の状態になったので

すよということは言えたのですが、こういう医療費がかかっている人が、将来こういう医療費がかかって、こういう介護の状態になっているのですよとまでは言えなかったわけです。今回は75歳以上の後期高齢者の医療の情報と、同世代の方が大体介護を受けていますので、医療と介護の情報を両方の結果がこうなっている方がいますので、今、生活習慣を変えた方がいいですよという、そういう個人へのアプローチに使いますので、そういう意味では、今までやっている保健事業の御紹介の仕方というか、個人へのアプローチの仕方により深みが出るような、そういうデータの利用、活用の仕方をさせていただきたいという中身になります。

【橋本会長】 よろしいですかね。はい。

それでは、これから審議に入ってまいりたいと思いますので、とりあえず実施機関の方には御退室いただいて、我々だけで審議をしていきたいと思います。ありがとうございました。

〔諮問第146号の実施機関退室〕

【橋本会長】 前回も随分長い時間をかけて審議しているのですけれども、いかがでしょう。腑に落ちない方がいらっしゃるかどうかということなのですか、どうでしょう。

【高山主査】 一つよろしいですか。

【橋本会長】 どうぞ。

【高山主査】 実施機関は、すごく大きな話をしているのですが、要は単純に統計データを作成させていただきます。統計データ自体は、個人情報とひも付いていない、あくまでも統計データになります。それを各事業で使いたいというだけの話です。統計データを作る上で、ハイリスク者というのですか、個別に抽出することも可能だと思うのですが、それは一切いたしません。あくまでも統計データを作ることだけが目的になります。それをどう利用するかということで御意見をいただいていたと思うのですが、以前ビックデータの話が出た際に、Suicaを利用する人について、何時何分にどういう人が駅の改札を通る。この情報を知らないうちにビッグデータとして収集されるのは気持ちが悪い。という気持ちの問題というのでしょうか、以前そういったものが議論になったことがあります。それと同じような感覚で、どこまでの統計データを作成することが、個人情報の保護として適当であるか又は保護されていないのかという観点で議論されるのだと思うのですが、実施機関からは、主にその先の事業の説明をするものですから、なかなか議論すべき点が見えにくい話になっていたのかなと、私は思っていたのですが。

【橋本会長】 今の御説明でよく分かりました。

審議会としましては、その目的外利用について、公益上必要であるかどうかという判断をするわけなのですけれども、いかがでしょうか。この点について、御意見をお聞かせいただければと思いますけども。

【 委員】 基本的な趣旨は分かるし、それなりに意味はありそうだと思うのですけ ど。その同じような経過をたどる特定の者に対して何かアクションをとられるということ なので、そのときの連絡の仕方というか、通知の仕方というか、アプローチの仕方は、気 を付けた方がいいのかなというふうには思います。

先ほどの説明ですと、特定健康保健指導で何かで口頭でという話だったのですけども、 突然電話がかかってきたりダイレクトメールが送られてきたりとか、そういうことがある と、不快に思う人も結構いる可能性はあると思うので、少し気を付けていただければいい のかなと思います。

【橋本会長】 個別の利用については留意をせよというような形で注文を付けるか。

【高山主査】 その点なのですが、個別にというのは、あくまでも市民の方が健診なり受診をした際に結果が出ます。その結果に対して、保健師が保健指導ということで、今あなたはこういう状態なので、八王子市の統計データとしては、このような経過をたどる可能性がありますよ。改善してはいかがですかというような使い方をするだけです。統計データを作り、抽出をかける K D B システム上でハイリスク者を抽出して、その方に対して何か個別にアプローチをかけるということは一切しないのですが。

【橋本会長】 その説明がよく分からなかったですよ。

【 委員】 そうですよね。説明が分からないと、あとこの書面を見ても、そこまでは分からないと思うのですよね。

【 委員】 そうおっしゃいますけど、どこまで市でデータを共有して、その特定健診のときとはいえ、どこまで深みを持たせるかというのは、正直言って、それは市からすると、当然あなたのためですよということでやるというのは、よく分かりますけれども。相手方が本当にそれだけの情報を求めているかどうかというのは、ケース・バイ・ケースだと私は思うのですね。だから、単に情報を集めて、それであなたのためにやっているのでいいでしょうとは、やはりそんなに単純に言えないと思うのです。別に反対するつもりはないですけど、そんな単純な話では私はないと思うのです。やはり正直に言って、もちるん特定健診を受けるぐらいだから、本人は何となく長生きしたいと思っているのかもし

れませんけど。でも、そこでね、どこまでの情報が本当に欲しいか。変な話ですけど、勝手にエイズの検査ができないのと一緒で、自分が求めている情報だけ、やっぱり欲しいという場合もありますから。そこまで本当に必要なのかなというのは疑問に思う人はいてもおかしくないと思うのですよね。だったら、ほかのことをやってほしいと、市はやってよという人もいるかもしれません。うーん、まあこの程度だったらいいというのか、私はそういった意味で、少しフラットというか、皆さんの御意見にお任せしますけど、少しそれがあるかなと思っています。

【 委員】 資料5の2を、これだけを見ると、例えば、今のデータを、私の例えば健康データを用いて、統計データと突き合わせて、危ない人を、リスクのある人を分類するとか、リストアップするとかいうことも、ここでそれが入ってないようには見えないですよね。ずっと皆さんが言っているのは、多分そういうところが心配で、その使い方というのは、確かに統計データの使い方とおっしゃっているのだけれども、それもデータベースと今の情報のデータベースと突き合わせて何かすることも、ここの全体の文面からできそうじゃないですか。それが不安ですよということを言っているのだと思うのです。

事務局のおっしゃることすごく分かるのですけど、それは多分そのとおりなのですが、 全体として、それだけに読み取れるかどうかということは分からないねと、こういうこと なのだと私は思っております。

【高山主査】 せっかく資料5を用意しているので説明をさせてください。前回の審議会でも、個人に対してどうフィードバックするのだという話がございました。この資料を実施機関が用意した意味を説明してほしかったなと思っていたのですが、資料の上の四角の表の一番右に、分析した個人へのフィードバックは実施しません。ということを書いております。ここが前回曖昧だったので、人によってはハイリスクの人を抽出して、ひょっとしたらその人にアクションをかけられるのではないか。さらには、そこまですべきなのではないかという議論と、いやそこまですると行き過ぎではないかという議論がありました。そのために、個人へのフィードバックは資料のとおりですと、実施機関に説明してほしかったのですが。

【 委員】 それとは、今私が言っているのとは、一応違うつもりなのです。つまり 75歳以降のデータを集計して、こういう人が危ないと分かります。そこまではおっしゃる とおりです。そのデータと、今のこの二重丸の付いている辺りのデータを突き合わせて、この人は危ないという分類をすると、この右側とは違いますよね。分析したデータという

のは75歳まで、例えば90歳まで生きた人のデータというのを分析したデータの本人ですよね。分析するのは、例えば、90歳までの人が入ったら、長い間のデータを調べて、こういう人は危ないというのを見つけるというのが分析ですよね。

【高山主査】 そういうことも可能だと思います。

【 委員】 いやいや分析したデータとは、そういう意味じゃないですか、これ、右端に書いてあります。

【高山主査】 それは後期高齢者で、資料4の例になると思うのですが。

【 委員】 だから、上が分析しているデータですよね。私は下の人の話をしている のですけど。

【高山主査】 下の人は、こういうきっかけで何かあったときにということになると思うのですが。

【 委員】 いやいや、だから下の人みたいなデータを見て、統計データと突き合わせて、この人危ないよというような、そういうデータベースを作るということまで、ここで禁止していると書いてないですよと言っているのです。

【 委員】 多分ですね、アドバイスをするときの、要するにデータを正確的にするために統計データの正確性を高めるためにデータを結合していいデータを作りましょうという話で、その限度で、そのデータをアドバイスでほかに使いますという話なのか、そのデータと個々のものをさらに突き合わせて何かやるのかというのが、一緒になっているのだと思うのです。私の今の理解で言えば、あくまでも前者で、統計の正確性だけをきちんとするために、個々のデータを突き合わせてよりきちんとしたものを作りたい。それをアドバイスするときとかに使いますというのであれば、多分皆さんそうだろうねと思うのですけど。これをさらに個人のデータと突き合わせて何とかアプローチといって、個人と突き合わせて何かやり始めるのではないかというのを不安に思われているのではないかなというふうに私は想定しております。

【高山主査】 はい。そのとおり前者での取組です。後者は想定しておりません。

【 委員】 不安というよりも、それが否定されていないから、将来そういうふうに やることもできるのだろうなと思っているだけです。

【高山主査】 はい。イメージとしては、例えば、年齢、性別だとか病気の経歴などを 入力すると、それによってシステムから何かが返ってきて、こういう経緯をたどるのでは ないかというような結果が出てくることをするか、しないかというような感じですか。 【 委員】 微妙に違います。そういうのを、例えば45歳から60歳の人全員について 一斉にやって、グルーピングするというようなことをするのではないかということを言っ ています。

【高山主査】 分かりました。そういった活用方法を想定しておりませんでしたので、 否定する、行いませんといった諮問の内容にはなっていません。

【 委員】 これ今の条項から否定されてないと思います。それを私は不安に感じているというだけです。

【 委員】 ごめんなさい。私、全然理解できないのですけど。本人の具体的な健康 状態とその統計上とをすり合わせしないで利用するという、どういうことなのですか。私、 よく分からないのですが。

【 委員】 私は、そういうのを個々に相談のときにやるのと、あらかじめ全体のデータベースを作るのとは違うと思っているのですよ。要するに、45歳の人について、健康診断したら、今こう見て、データベース、統計データと比べて、あなた危ないですよというのと、市に住んでいる45歳の人全員について、網羅的にそういうデータベースを作るのは違いますよね。納得できませんか。

【 委員】 少なくとも、統計資料云々じゃなくて、要するに今まで以上に特定健診において、情報共有された、情報を超えた範囲のものを得て健診にいかされるわけですよね。だから、統計云々ではなくて、やはり利用方法が広がっていることになりませんか。

例えば特定健診を受けるときに、このAという情報があって、それに基づいて指導をしていたという。ところが市が持っている情報が増えるわけですから、増えるというか課で共有されると。その範囲の情報をもって特定健診ができるわけですよね。だから、そういった意味で、健診で、さっき深みが出るとおっしゃっていたじゃないですか。

【高山主査】 それは保健師が相談なりをするときに持つバックデータではないですけれど、持ち合わせるものが増えます。

【 委員】 そうですよね、それが増えるということですよね。だから、その範囲では、やはり集められた情報の範囲が増えて、それがよりいかされるということだと思います。

【 委員】 そこは全然疑問は感じてないのですけど。

【橋本会長】 そういうものなのだろうな。

【水野副会長】 それにいかされるということは、その個人にとって大変いいことかも

しれないのですよ。

【 委員】 だから、さっき私が申し上げたのは、それはいいことと思う人と、どうなのだろうと思う人がいるということなのですけどね。それと 委員がおっしゃっていたのは全然違うのですよね。

【 委員】 違う議論ですね。

【水野副会長】 心配なのは、いずれは、この K D B は、ゆくゆくはもっと違うところ へ、どんどん発展していくのではないかという、そういう心配はありますね。

【高山主査】 あくまでも今の段階では、大きなくくりの統計データとして使うことを目的としておりますので、今後もし狭まった使用の仕方というのですか、そういうことがもし仮に出てくるのであれば、それは当然、諮問案件として答申を得て、利用していくということになると考えます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

事務局からの説明のようなことが、今回の目的外使用の趣旨だというふうなことを了解 した上で、お認めするという方向にいきますか。

【 委員】 目的はいいと思いますね。やはり私がさっき言った、個別通知の省略に関しては、前年と同じように手間がかかるからということは、やはり触れておくべきではないのかなと。民間で一番悩むのはそこですから。どうやって個別に通知するのか、条例の趣旨からいってね。それは去年の答申、前も触れたように、私は今回もいわゆる相互利用になって、なおかつ個人情報の範囲が広がって、何でそれを削る必要があるのだという気はしますね。個別通知は大変ということは、やはり答申としては入れるべきではないのかなというのが、私の意見です。

【橋本会長】 諮問書には、「健康寿命の延伸に資するものだから特段の不利益は生じない」という書き方をしていますけれども、少しこれはどうなのかなという感じはしますね。前回と同じように、実質的にはなかなか無理だろうというふうなところで、お話した方がよろしいですかね。

【 委員】 前回は両方書いてあったのではないですか。

【橋本会長】 そうですね。

【 委員】 目的がこうで、無理だからと、その二つを入れておけばいいと思いますけれどもね。

【高山主査】 申し訳ありません。大量なためという理由につきましては、諮問文にお

いて完全に漏れです。諮問文には、確かに御意見にあるように記載しておくべきでした。 これからお見せする答申案には、大量につきという理由を記載しておりまして、そこのす り合わせがしっかりできておりませんでした。大変申し訳ありませんでした。

【橋本会長】 それでは、答申の案文を御紹介いただけますか。

【高山主査】 よろしいですか。

[答申文案配付]

【橋本会長】 朗読をお願いします。

【安川主事】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の目的外利用については、介護保険事業及び保健事業における被保険者の 介護予防及び要介護度の上昇を抑制並びに健康増進及び疫病の早期予防のために必要な事 務の円滑な実施を図るものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、対象者への通知数が大量であり、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われるので、特に必要がないと認めます。

付記、個人情報の提供を受ける福祉部高齢者いきいき課及び同部介護保険課並びに医療 保険部成人健診課及び同部保険年金課に対しては、次の条件を付する。

- 1、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、提供された目的以外の使用及び外部提供を禁止すること。
 - 2、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。いかがでしょうか。どうぞ。

【 委員】 1点だけ、記書きの2行目の一番後ろの方に「疫病」と書いていますけれども、これは「疾病」ですよね。

【橋本会長】 そうですね。疫病じゃないですね。

【高山主査】 諮問の本人通知を省略する理由では疫病です。

【 委員】 ここは疫病なのですか。

【高山主査】 諮問文の上から3行目の後半に疫病と記載がありましたので、それに合わせました。ただ、これは疾病に直すべきですかね。

【 委員】 このページの一番上から4行目には疾病予防と書いてありますよね。

【高山主査】 混在しています。

【橋本会長】 そこは訂正をお願いいたします。ほかのところはいかがでしょうか。

何か付記にも書ければいいのですが、なかなか書きようがないというところがありますので、差し当たりいつもの付記の書き方にしていただいておりますけれども。こんなところでよろしいですか。

【 委員】 このままで結構なのですけれども、さっき少し出ていた、不要となった 個人情報で、水野副会長も少し懸念されていたのですけど。さっきの話を聞いています とね、私、やはり死亡の場合は削除でいい、廃棄でいいのではないかなと思うのですけ ども。どうなのですかね。

【高山主査】 先ほど、保険年金課長の菅野から話がありましたが、そもそも国のデータベースになりますので、市がそこから削除することはなかなか難しいと思います。

【 委員】 いじれないということなのですね。

【高山主査】 はい。別の考え方として、市の保有している個人情報ということであれば、当然、故人の方、お亡くなりになられた方のデータは不要になった場合、速やかに廃棄していくことになります。

【 委員】 国が管理しているというのは、どういうことなのですか。保有者は市になるのですか、国になるのですか。

【高山主査】 資料2ですが、真ん中のKDBシステムの相関図ということで、実際 医療診療報酬などの保険料を支払っていくのは市になりますが、レセプトの関係など統 合して集めているのが、この国保連合会になります。

そこが組み立てているシステムということになりますので、先ほどの話だと、国が保 有しているシステムということになると思います。

【 委員】 システムだけ、国保連合会というわけではなくて、データの保有者も国保ということになるのですか。

【高山主査】 はい。

【 委員】 なるほど、そうか、それに全部入っているということなのですね。

【 委員】 市がもともと保有しているものを消せという意味は、もともとの概念にあるので、提供を受けたものをどうするかという意味だと、私これ思っていたのですけどね。ですから、統計情報をとるに当たって、今年度使って、来年度また使うからとっておくというのは、不要になっていないわけですが。分析をしてないから、取得したデータは破棄するというのはもちろんあり得ると思うので。不要になるとは、そういう場合だけかなと思っていまして、国で持っているかどうかということは、問題ではなく

て、市が受け取ったものを消すかどうかだと、私は思うのですけれども、いかがですか。

【橋本会長】 そうですね。

【高山主査】 受け取っているデータ自体が、統計情報として考える情報なのか、個人情報として受け取っているのかの差になると考えますが、統計情報ということであれば、当然最新のものが必要になりますし、逆に古いデータをとっておいたとしても支障がないのではという考え方もございます。ただ、先ほど実施機関からは、個人情報として打ち出す、プリントアウトする、アウトプットするということを想定してないということですので、万が一あったとしても、個人の死亡に関係なく、それは限られた期間、事業で実施した期間で廃棄するものです。速やかに廃棄していくものだと考えます。

【 委員】 統計をとったら、もう要らないから捨てる、こういうような意味合いでよろしいですか。

【高山主査】 はい。

【橋本会長】 はい、ありがとうございました。それでは、長時間ありがとうございました。

第146号については、そのような形で、処理をさせていただきたいと思います。

休憩はとらなくても、よろしいですか、随分時間がたっておりますけれども、続けてよろしいですか。

もし必要でしたら、適宜お手洗い休憩はとっていただければというふうに思います。 それでは引き続きまして、諮問第147号について、御審議をお願いいたします。 実施機関の入室をお願いできますでしょうか。

〔諮問第147号の実施機関入室〕

【橋本会長】 お待たせいたしました。それでは諮問第147号について、審議を進めさせていただきます。

実施機関に先立ちまして、諮問の要旨について、事務局から御説明をお願いいたします。 【高山主査】 それでは審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項「イ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査に係る個人 情報の取扱いについて」です。

本件につきましても、先ほどの審議案件と同様に、個人情報保護条例第12条の規定に基づきまして、審議をお願いするものでございます。

本人以外から個人情報を収集し、目的外で利用することに伴いまして、例外規定による

御審議をお願いいたします。さらに規定上、この旨を本人に通知しなければなりませんが、 こちらも例外規定による本人通知の省略を御審議いただき、意見をお聴きするものになり ます。

また、この後、実施機関から詳細な説明をいたしますが、本案件の資料でインデックス「都・調査票」というものをお付けしております。これは、本事業の調査を行った後、都へ報告を行うことになりますが、個人情報の提供をするものではなく、あくまでも数値を報告するものということで、どういった報告を行うのか、参考にお付けしたものです。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が、子ども家庭部子ども家庭支援センターですので、同センターの職員が同席しております。

諮問内容等の詳細につきましては、子ども家庭支援センターから説明をいたします。 事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

それでは、早速実施機関の方から御説明をお願いいたします。

【辻井館長】 子ども家庭支援センター館長の辻井と申します。よろしくお願いをいた します。

今回の諮問でございますが、まず、お手元資料の1の(1)個人情報の本人外収集ということで、個人情報を取り扱う事務の名称「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の実態把握調査」でございます。(2)本人外収集を行う所管課といたしましては、子ども家庭主援センター、以下実施担当課と言います。

(3)として、本人外収集の対象者及び対象となる個人情報の項目でございますが、対象者は調査年度の6月1日時点で八王子市に住民登録がある0歳から18歳未満の児童になります。

個人情報の項目でございますが、住民コード、世帯コード、氏名、住所、生年月日、年 齢、性別でございます。

2の個人情報の目的外利用でございますが、個人情報を取り扱う事務の主管課といたしましては、医療保険部大横保健福祉センター、医療保険部東浅川保健福祉センター、医療保険部南大沢保健福祉センター、健康部健康政策課、子ども家庭部保育幼稚園課、子ども家庭部子育て支援課、学校教育部教育支援課。個人情報の提供を受ける課は、実施担当課、子ども家庭支援センターとなります。

目的外利用の対象者及び対象となる個人情報の項目でございますが、対象者は先ほど述

べた 0 歳から18歳未満の児童になります。個人情報の項目等で各主管課が保有する把握対象児童に係る以下の項目になります。

保健福祉センターにつきましては、乳幼児健診、赤ちゃん訪問及び乳幼児歯科検診の実施状況。

健康政策課におきましては、各種予防接種の実施状況。

保育幼稚園課につきましては、保育所、認証保育所、認定こども園、幼稚園(私学)及び幼稚園(施設型)の在籍状況並びに一時保育(公立)、病児・病後児保育、定期利用保育、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び幼稚園類似の幼児教育施設の利用状況。

子育て支援課におきましては、児童手当、児童育成手当及び児童扶養手当の受給状況並 びに乳・子医療証及びマル親医療証の受診歴。

教育支援課につきましては、小中学校の在籍及び通学状況。また、通学していない場合の学校との連絡・接触状況。

今、お話をした対象児童が載っておりますが、こちらについては、それぞれの主管課で対象としている年齢での対象数となりますので、合計数ではないことをお伝えいたします。 3の個人情報の本人外収集及び目的外利用を行う理由でございます。

児童虐待防止に関し、国、自治体及び関係機関が一体となって対策に取り組んでいる中、平成30年3月に目黒区において、保護者からの虐待により子どもが死亡する事件が発生をいたしました。国はこの事件を受け、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の一環として、区市町村において児童の安全確認及び実態把握のための調査を早急に行う必要があるといたしました。本市においても、平成30年7月20日付子家発0720号第3号により、厚生労働省からの依頼を受け、把握対象児童の安全確認及び実態把握調査に取り組むことといたしました。

また、4の本人通知の省略を行う理由でございますが、本件個人情報の本人外収集及び目的外利用については、市内把握対象児童の実態を把握するためのものであること。また、福祉行政サービスに関する通知及び情報提供は各主管課で行っているため、通知を省略しても本人に特段の不利益は生じないものと思われます。なお、事業の性質から本人に通知することにより事業の円滑な実施を困難にする可能性があります。そのため本人通知について省略をするものでございます。

5の個人情報の本人外収集及び目的外利用を行う期間でございますが、審議会の承認の あった日から本事業を実施している期間とさせていただきます。 6の個人情報の保護措置でございますが、個人情報の提供を受ける課に対しては、次の 条件を付することといたしております。

- (1)個人情報を適正に管理するとともに、児童福祉法第25条の5(守秘義務)及び個人情報保護のルールを遵守し、提供された利用目的以外の使用及び外部提供を禁止すること。
 - (2)不要となった個人情報は迅速かつ確実に廃棄することといたします。

なお、別紙を御覧いただきまして、これが今回の調査の流れになります。子ども家庭支援センターから6月1日現在の0歳から18歳までの個人情報を各所管課に対象の年齢に対して送付をいたしまして、各主管課において該当していない子のデータが、調査の結果どの項目にも該当しない個人情報を、私どもに返させまして、その子どもについて調査を行うものでございます。その後、国、都からの通知及び先ほど事務局から説明がありましたように、国への報告及び都への報告をいたしますが、個人情報を報告するのではなく、あくまでも把握できなかった子どもの件数、人数を報告することとなっております。

私からの説明は以上でございます。

【橋本会長】 ありがとうございました。いかがでしょうか。質問等ございましたら。

【 委員】 4の省略を行う理由のところですけれども、「本人に通知することにより事業の円滑な実施を困難にする可能性」という、これはどういうおそれを抱いているのでしょうか。

【辻井館長】 基本的には、虐待をしてないという確認をするために事業になりますので、本人に通知をしてしまいますと、虐待を隠されてしまう可能性があります。子ども家庭支援センターの職員が現場に行って目視で安全確認を行うという事業になりますので、本人への通知はしないということとさせていただいております。

【 委員】 よく分かりました。ありがとうございました。

【橋本会長】 いかがでしょう。

【 委員】 虐待防止、DVによる避難ということで、住居を、住民票を移さずに移転している方というのはたくさんいらっしゃると思うのですけれども、そういった場合には、きちんと各課に相談とかがいっていれば、こういう調査はされないという理解でよるしいでしょうか。

【 辻井館長 】 基本的に D V でストーカー規制法の住民基本台帳での枠がかかっている 方については、そういった取り扱いをいたします。また、他市から住民票を置いたままで、

八王子市に避難している場合には、住民票がある市から私どもに照会がありますので、その辺の取扱いに気を付けながら対応しているという状況でございます。

【 委員】 そういった閲覧制限みたいなものをかけてないと、除かれないということですね。

【辻井館長】 状況が分からないということです。

【 委員】 やはり昨今本当にこういう事件が増えていて、非常にトピカルな問題で必要なことだとは思うのですけれども、例えば、妻と子どもがいつの間にか出て行った。自分は父親である。自分の地域の学校に子どもが通えていない。市にはこういう調査をする権限があるはずだから調査してくれとか、そういったようなことを言って来るのではないかと、今でもそういうようなことを言って来る方もいらっしゃる中で、これはあくまで、そういう個人の親の要求に対応するものではないと考えてよろしいのですか。

【辻井館長】 ありません。あくまでも8万2,000人近いデータで行っているのですが、現実には11月で議会報告しましたが、47人が確認できない児童としてまだ残っているのです。その後、確認をしていますので、半数ほどに減っているのですが、それはあくまでも、安全に生存していらっしゃるという子どもさんの確認がとれれば、それで終わりということになります。それとは別に、今の御質問のような、御相談もあります。その辺はこちらで調べて、お母様なりお子様と話をする中で、そういうお父さんの関係が分かれば、お答えしないということになります。離婚等をされていれば、それはあなたに権限はないですよねというお答えをして、お答えできませんということでの対応になり、調査を終わります。

【 委員】 分かりました。ありがとうございます。

【 委員】 先ほどの件で、まだ少し分からない点がありまして、この目的外利用というのは、どれだけの子どもが常に調べられているかどうかということを確認するために、1(3)2の(ア)から(キ)の情報を目的外利用すると、こういうことですかね。

【辻井館長】 そうです。

【 委員】 そうすると例えば、保健福祉センターから、そこにそういうデータがいっていますよというのが、本人に通知されるとまずいですかね。

【辻井館長】 いえ、そういうことではなくて。

【 委員】 こういう把握のたびに、そこにいる子どもがどれだけどの子がいますよ というのを提供していますよと。 【辻井館長】 ごめんなさい。説明を間違えました。

目的外利用というのは、本来保健福祉センターでは乳幼児健診ですとか教育支援課では学校の就学籍とかの情報を持っていますので、目的内です。

私どもがもらうのは、各主管課が関わってない子の情報をもらいます。その部分はあくまでも各主管課が持っている目的外になってしまう取り扱いになるもので。

【 委員】 とってもよく分かっているのですけど、目的外であることは分かっていて、それをそこに出しましたよと通知することが、事業の円滑な実施を困難にする理由となるのがよく分からないのです。例えば、保健福祉センターで把握している子どもがこれだけですよというのを通知するわけですよね。それを目的外として別の課に出しましたよと本人に通知すると、どういう不都合が生じるのかがよく分からないということです。

【辻井館長】 把握してない子。

【 委員】 把握している子についてしか、その通知はいかないですよね。

【辻井館長】 主管課が把握している子については、把握しています。そういった子どもと接触をしていますのでいいのですが、把握していない子、結局、市が全然接触していない子の情報となりますので、接触してないという情報を送りますというのを通知しまうと、市の虐待の調査というところから離れてしまうので、通知は出したくないということです。

【 委員】 おっしゃっていることは分かっているつもりなのですけど。これ目的外利用、例えば保健福祉センターにある情報を渡して、そういった把握に使うというのが目的外利用ですよね。その把握していない子どものデータというのは、では、どこからどういうふうに渡ってきて、どう使われるのですか。今私が言っているのは、把握していない子どもですよ。

【辻井館長】 0歳から、例えば保健福祉センターだと未就学の子の場合、0歳から5歳までの6月1日時点での全部の住基データを全部1回保健福祉センターに渡します。渡して、保健福祉センターで、乳幼児健診、1歳健診、赤ちゃん訪問ですとか、健診で関わっている子はそこから除いてもらいます。結局、その残った子のデータは、保健福祉センターが関わっていない子のデータですということで、私どもがもらって、私どもが確認をします。

【 委員】 そういう意味なのですね。分かりました。それぞれのところが、自分の ところはこの人を把握していますよというのではなくて、把握していない人はこれだけで すよということを渡すのですね。

【辻井館長】 そうです。

【 委員】 大変失礼しました。やっと分かりました。普通に考えたら、それぞれが 把握している人を通知して、残りを見つければいいのだから、ここにいる人は当然通知さ れても、もう把握されている人ですから、通知されても困らないのではないかと私は思っ たのですけども、把握されてない方のリストを渡すのですね。

【辻井館長】 そうです。

【 委員】 分かりました。どうもありがとうございます。大変よく分かりました。

【橋本会長】 これは国に回答するのは、数だけではなくて、個別具体的な個人情報なのですよね。

【辻井館長】 国へは人数だけです。

【橋本会長】 人数だけになる。なるほど。

【辻井館長】 経由しません。東京都へ直接、国と都へそれぞれ直接人数を回答します。

【橋本会長】 提出期限が平成30年12月5日ということになっておりますけれども。

【辻井館長】 第1回目を6月1日現在の状況で9月に1回把握しなさいということで、 その把握した状態を12月でもう1回行います。

【橋本会長】 そうですか。

【高山主査】 今の締め切りの部分で誤解が生じるといけませんので、先に御説明をいたします。

国から通知がございまして、通知の中で早急な児童の安全確認、状況把握に努めるということで、夏に実施機関から事務局に相談がありました。緊急的な対応として、個人情報保護条例第12条第2項に例外規定として、人の生命を保護するためということで例外規定がございます。これを適用いたしまして、まず緊急的な初動は行いました。ただ、継続的な事業として、今後この事業が行われるということが確認できましたので、ここで諮問をさせていただいたという経緯でございます。

【橋本会長】 分かりました。あとはいかがでしょうか。どうぞ。

【 委員】 1番の住民コードと世帯コードというのは、1回付番されると永久欠番になるのですか。二度と使われない番号ということでよろしいのですか。

【辻井館長】 そうです。

【 委員】 100万人都市とか、そういったことで足りなくなるとか、そういったこ

とは想定されてないのですかね。

【辻井館長】 9桁の番号で振っているので、多分足りているのだと思います。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。それではありがとうございました。

[諮問第147号の実施機関退室]

【橋本会長】 それでは本人外収集、目的外利用と本人通知の省略ということについて お認めするという答申案を作成していただいておりますので、では御披露いただいて検討 したいと思います。

[答申文案配付]

【橋本会長】では、よろしくお願いいたします。

【安川主事】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の本人外収集及び目的外利用については、市内の把握対象児童の安全確認及び実態把握のために必要な事務の円滑な実施を図るものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、本人に通知することにより、事業の円滑な実施を困難にする可能性があり、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われるので、特に必要がないと認めます。

付記、個人情報の提供を受ける子ども家庭部子ども家庭支援センターに対しては、次の条件を付する。

- 1、個人情報を適正に管理するとともに児童福祉法第25条の5(守秘義務)及び個人情報保護のルールを遵守し、提供された目的以外の使用及び外部提供を禁止すること。
 - 2、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。以上です。

【橋本会長】 はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

【 委員】 先ほど、事務局からの説明だと、緊急の対応はもう行いましたと。これから継続的にやる対応をどうするかということだったのですけど、このタイトルが緊急把握調査と書いてあるのですが、ここは整合性大丈夫ですか。

【高山主査】 これは国の事業名称です。

【 委員】 国のこういう。

【高山主査】 はい。

【橋本会長】 そうですね。

【高山主査】 国通知にこの事業名称で依頼がありました。

【 委員】 そう書いてありますね。

【橋本会長】 はい。

【 委員】 では、これはもう固有名詞であって、しょうがないということですね。

【高山主査】 その後も事業名称で行っているということです。

【 委員】 分かりました。納得しました。ありがとうございます。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、そのような形で進めていただくということで、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、次がウ諮問第148号の審議を行いたいと思います。

実施機関に御入室をお願いするということで、よろしくお願いします。

〔諮問第148号の実施機関入室〕

【橋本会長】 どうもお待たせいたしました。

それでは、諮問第148号の審議を始めたいと思います。審議に先立ちまして、事務局から要旨の御説明をお願いいたします。

審議事項「ウ 追分いちょう橋エレベーターにおける防犯カメラについて(諮問第148号)」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

あと一つございます。それでは、資料工を御覧いただきたいと思います。諮問第149号 についてでございます。

それでは実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第149号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

では、事務局から149号の要旨について御説明をお願いいたします。

審議事項「エ マルベリーブリッジにおける防犯カメラについて(諮問第149号)」は、 八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開 【橋本会長】 ありがとうございました。

長時間にわたってありがとうございます。もうすぐ6時でございますけれども、それで は本日予定しておりました審議事項は以上でございます。

それでは最後に一つ、報告事項がございます。事務局からお願いできますでしょうか。

【安川主事】 それでは報告事項、個人情報を取り扱う事務の届出について報告いた します。

個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止する際には、市長に対する届出義務が規定されております。本件は、同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会へ報告するものです。

青インデックスの報告資料を御覧ください。前回の審議会以降、実施機関から廃止の届出が1件、開始の届出が1件、計2件ございました。

各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとさせていただきます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。よろしいでしょうか。オリンピック、パラリンピック関係ですね。

ありがとうございました。

それでは、その他についてでございますが、事務局から何かありましたら、お願いします。

【高山主査】 御審議ありがとうございました。続きまして次回の審議会について日程の調整をお願いいたします。審議会の開催につきましては、事前に日程を決めていただくことで多くの委員の皆様に御出席いただいております。次回の日程につきまして、会長と事前に調整をさせていただいておりますので、この場で御調整をお願いいたします。

【橋本会長】 では、候補日でございますが、次回は6月を予定しております。日程が6月の12日水曜日、14日金曜日、19日水曜日、26日水曜日、6月の12、14、19、26、時間は午前10時から又は午後3時からを予定しております。既に差し支えがある委員の方、おられますか。

【 委員】 12日の午前中は差し支えです。

【高山主査】 はい。

【 委員】 私の場合、水曜日の午後は基本的に埋まっているので、できればということなのですけれども。そうなると1日しかなくなってしまうので申し訳ないので、午前中であれば平気かと思いますが、午後はなくしていただきたい。

【高山主査】 水曜日の午後が差し支えるということですね。

【 委員】 1時からなので。12時前には退席してしまうかと思いますけれども。

【高山主査】 はい。

【 委員】 19日水曜日の午後は差し支えです。

【 委員】 私も水曜日はできれば避けていただきたい。午前中授業で午後も会議が 入ることが多いので。

【高山主査】 そうしましたら、今差し支えない14日の金曜日ということで、いかがでしょうか。

また、時間ですが、午後3時からではなく2時からにいたしましょうか。ここ最近の2回の審議会では、時間をかなりオーバーしている感じがありますので、2時からとさせていただいて、おおむね2時間、オーバーしても5時終了の予定ということでよろしいでしょうか。

では、6月14日金曜日、午後2時からとさせていただきます。また近くなりましたら、 お知らせをいたしますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後にお願いで恐縮ですが、本日の審議事項ウと工の資料は、非公開事項に該当しますので、本会終了後、資料を回収させていただきます。お帰りの際に机の上に置いていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 それでは、長時間ありがとうございました。

第 125 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録は上記のとおりであり、 事実と相違ないことを認めます。

> 八王子市情報公開·個人情報保護運営審議会 石井 修一